広報
ニセコ
まちの『今』を伝える情報誌
Public Relations of NISEKO
2015
10
No.642

【特集】
ニセコ町のまちづくり
～「情報共有」と「住民参加」を考える

まちづくり情報室……7
まちの話題……13
みんなのページ……15
くらしの情報……19
まちのカレンダー……26

まちづくり

「住民参加」を考える～

まちづくりにあたり、「情報共有」と「住民参加」を私たち町民の権利としている「まちづくり基本条例」。この条例の検討と見直しについては、第57条で4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかなどを検討し、その結果を踏まえて見直すなど必要な措置を講ずることになっており、昨年の4月にまちづくり基本条例検討委員会から答申をいただきました。

今回の答申では、条例改正は見送られましたが、条例の町民への浸透や評価制度の拡充など多くの付帯意見がありました。特にまちづくり基本条例の根幹である「情報の共有」の充実や「住民参加」機会の拡大が求められています。

また、昨年の7月号広報ニセコの特集では、「わが町の憲法　まちづくり基本条例は生きた条例となっているか？」のタイトルで、まちづくり基本条例検討委員のみなさんと町長の意見や思いを、座談会をとおして取り上げました。

ニセコ町のまちづくり基本条例は、「育てていく条例」です。毎年、テーブルに載せてみんなでまちづくりについて考えていくことが、この条例を身近に感じ、より一層深化していくことになります。

そこで今月の広報は、まちづくりが「情報の共有」のもとに進められ、「住民参加」がなされているのかを検証し、この条例の次のステージを探ってみたいと思います。

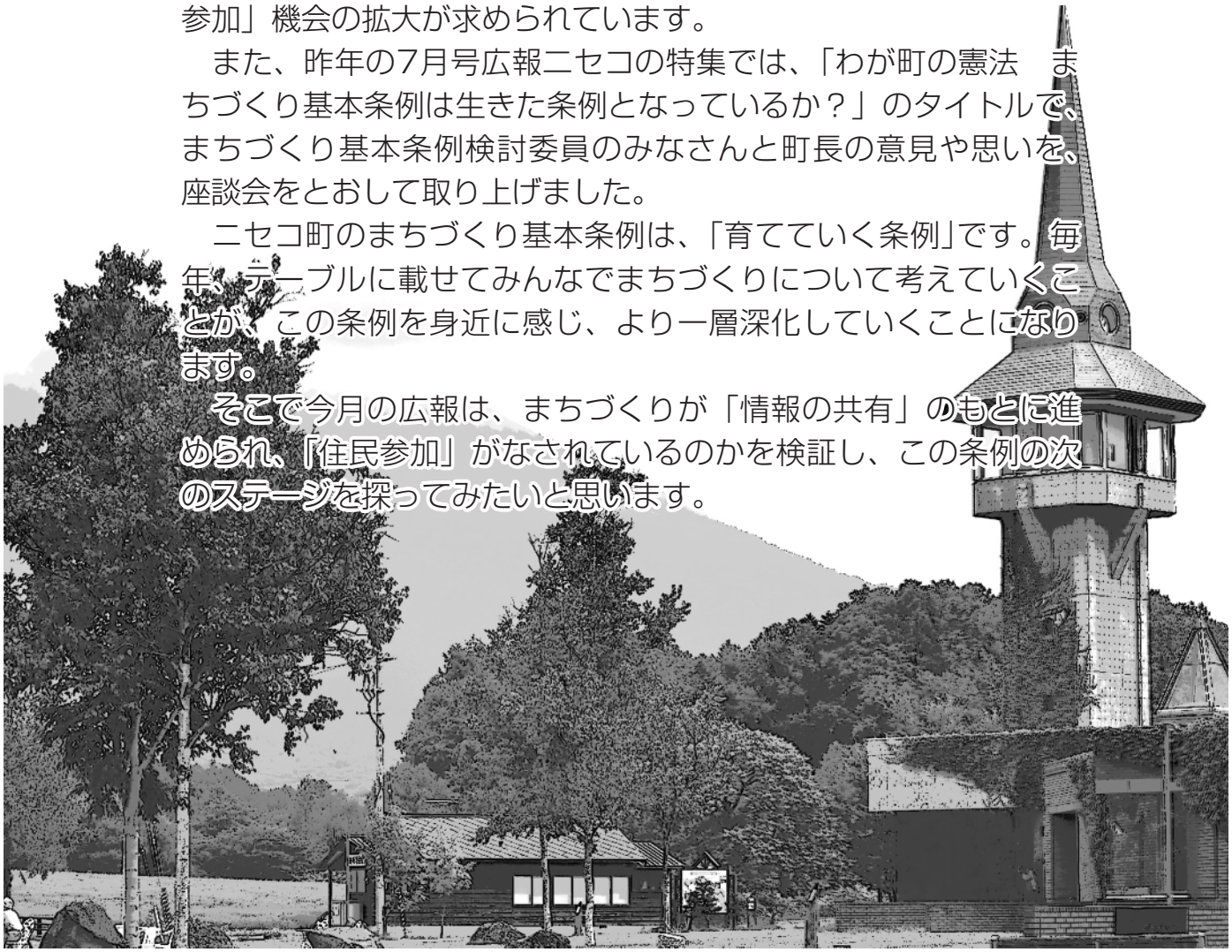

パートⅠ

ニセコ町の～「情報共有」と

答申での付帯意見 検証

検証その1

情報共有のさらなる推進

情報共有は、まちづくりを議論するための重要な要素となります。町が保有する情報は町民から求められるか否かに関らず、住民自治の拡充のため、「情報なくして、参加なし」の精神に則り、情報共有化施策を徹底し、参加できる基礎基盤の充実を図るようお願いします。

◇町民講座の定期開催

（懸案事項の速やかな情報提供）

〔現状〕

平成8年から始まった町民講座の開催も140回を超え、町の仕事をお知らせしご理解いただく手段として定着しています。これまでに、開催頻度が低迷した時期もありましたが、現在では、まちの懸案事項だけにこだわらず、一定の開催頻度を保っています。

〔問題点〕

いわゆる「学校形式の座学（発表者と聴衆）」が主な開催スタイルとなっており、参加者同士の意見交換が不十分な状況も見られます。

また、関心の薄いテーマの場合は参加数も少ないことから、タイムリーなテーマを取りあげるよう指摘を受ける場合もあります。

〔今後の取組〕

町民講座での町の仕事や課題の説明は、役場からの一方的なものとならぬよう、議論や意見が活発に起こる場の雰囲気づくり、形式を常に工夫する必要があります。

このため、「町民同士が話し合う機会を設ける」、「町民自身も意見を発表・表明する機会を設ける」など、開催方法については、不断の工夫していきます。

また、テーマによっては、参加者が少なか

まちづくり基本条例の構成（全57条）

まちづくり基本条例

目標『住むことが誇りに思えるまちづくり』

目標を達成するための2大原則

情報共有　住民参加

ったり、役場職員の参加の方が多い場合もあります。しかし、このことについては特に問題視しておりません。関心が薄くても重要なテーマもあり、参加者数よりも、町民が「情報収集や意見を表明する機会が常にある」ことが重要であると考えております。

◇広報誌（政策情報）の充実

〔現状〕

広報誌は月に一度のペースで発行しています。町がかかえる「今の課題」をタイムリーに、また分かりやすくお知らせすることを心がけています。

〔問題点〕

毎月の広報の編集は、担当係で編集会議を行い内容を決めています。より関心を持たれ、読まれる広報誌となるため、もっと町民のみなさんのご意見を伺い、一方通行の広報誌とならない工夫が必要です。

〔今後の取組〕

広報誌のレベルアップのために、担当者の積極的な広報研修を進めます。また町民の関心事をいかにタイムリーに広報誌に反映するかなど、専門家などを交えた「広報広聴検討会議」の充実を図ります。

◇広聴事業の充実

〔現状〕

本町では、町に対する相談事があるとき、概ね5人以上の人が集まれば、指定の場所に町長や担当者が出向いてご相談を受ける「まちづくりトーク」。町長と直接話がしたいときには、月に一度の「こんにちは・おばんです町長室」。来年度予算の要望などを聞き取りする「まちづくり懇談会（11月～12月）」などの制度を設けています。このほか、町に対する意見を文書にしたいときは、公共施設に設置した「町づくり広聴箱」の利用や、4ヶ月に一度配布する「私の意見」という投書用紙を活用いただいています。

〔問題点〕

広聴活動として実施している事業は多くありますが、あまり多く利用されていません。

〔今後の取組〕

広聴活動の仕組みや現状を検証し、町民の生活に広く普及している情報通信機器の活用など、新たな意見聴取の方法も検討します。

◇町民との連携による広報活動の充実

〔現状〕

現在、広報誌に町民参加のページとして「町民レポーター」による記事を掲載しています。また、ツイッター、フェイスブックなどの機能を活用し、情報の受け手からのご意見も伺

生きた条例となっているか？」

〔町長〕

- 情報共有に対してチェックされることは重要
- 説明会開催のタイミングと情報の出し方に工夫が必要
- トップがスピード感を持って判断をしなければ、国の補助金申請などで間に合わないことがある
- 当初の頃は、町民講座を月1回開催していた
- まちづくりは、住民と行政が協力し合うことでやれることがある
- 自分から情報をとる努力も必要
- この基本条例の精神に流れているには、有島武郎の人間愛に基づく「相互扶助」の理念など

2014／7月号「広報ニセコ」より

っております。

なお、ラジオニセコには約60人のボランティアパーソナリティーがおり、放送に参加しています。

〔問題点〕

広報活動は、役場だけで行うものではなく、町民のみなさんの口コミの影響が大きいのですが、連携が取れているとは言い難い面もあります。

〔今後の取組〕

広報誌については、町民レポーターのすそ野を広げ、一層の町民参加型広報となるよう検討いたします。

◇あらゆる分野での情報共有の推進

〔現状〕

情報媒体を通じて、タイミングを見逃さないよう情報共有を図っています。

〔問題点〕

情報媒体が多くあると管理が難しい面があります。どの媒体を軸に展開するかの検討も必要です。また、情報共有の取組みとして、ただ情報量を増加させるだけでは、受け取る側の整理がつかず結果的に情報が伝わらない可能性もあります。

〔今後の取組〕

個人情報の絡みもありますが、例えば関心のあるテーマごとの情報提供の場を展開するなどの可能性はあります。観光、農業、教育、スポーツなどの事業者の人とも相互に連絡できる手段はできないか検討します。

概念図

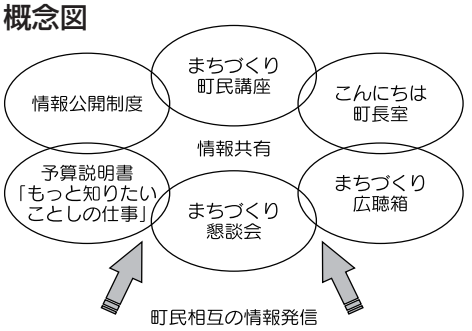

検証その2

住民参加機会の拡大、外国人住民の参加の促進

ニセコ町は転入者も多く、外部の視点を持った人材が豊富です。町には多くの課題が存在しており、日々町民との対話の中から解決策を見出す必要があります。不断の議論を進めることで、一体感を持ったまちづくりへと転換していくことが可能となります。

それは、日ごろから町民の中で議論していくことが重要であることを示すものであり、そのためにまちづくりに対するたゆまぬ努力が必要です。日ごろからの情報開示施策を積極的に進めつつ、まちづくりにおける町民の参加を拡大し、不断の努力により、まちづくりが進められることを強く望みます。

また、まちづくりの担い手としての外国人の参加はまだまだ少ない状況です。定住外国人にも積極的にまちづくりへ参加していただく方策の検討が必要です。

基本条例第10条の規定を具体化するために、次の提案をいたします。

座談会 「わが町の憲法　まちづくり基本条例は

27年6月に開催された検討委員会委員と町長の座談会「わが町の憲法　まちづくり基本条例は生きた条例となっているか？」で、それぞれの思いを語り、その中で出された意見などです。（要約）

〔委員〕

・まちづくり基本条例が形骸化することを恐れる
・まちづくり基本条例の中身が分からない人がいる
・「もっと知りたいことしの仕事（予算説明書）」も時間が経つと当たり前となっている
・丁寧な住民合意には時間がかかり、それを重んじていれば行政は進まない矛盾がある
・まちづくり基本条例は町の憲法なので、点検検証の作業が必要
・住民参加の裾野を広げていく努力が必要
・役場職員は条例を生かしてほしい
・懇談会を重ねるうちに、町民と職員のキャッチボールが上手くなってきている
・財務分析を公表（説明）が大切
・各種委員会の委員構成に一方の性に偏りがある
・まちづくり基本条例には、住民の権利と義務の双方が書かれているのだが、自分の都合のよいことだけ要求している面があるなど

◇あらゆる分野での普段からの参加機会の拡大

〔現状〕

各種委員の公募のほか、条例や計画策定についてはパブリックコメントなどにより意見徴収をしています。

また、お祭りなどのイベントや企画を通して、私たち町民同士の接点を増やす機会を増やしまちづくりへの参加を促していきます。

〔問題点〕

私たち町民が参加できる窓口や機会は設けられていますが、仕事や子育てで参加者が固定化されている面があります。また、パブリックコメントなどでの意見は少ない状況です。

〔今後の取組〕

まちづくりに参加しやすい環境を町民の意見を聞きながら、柔軟に取り入れるように検討します。

概念図

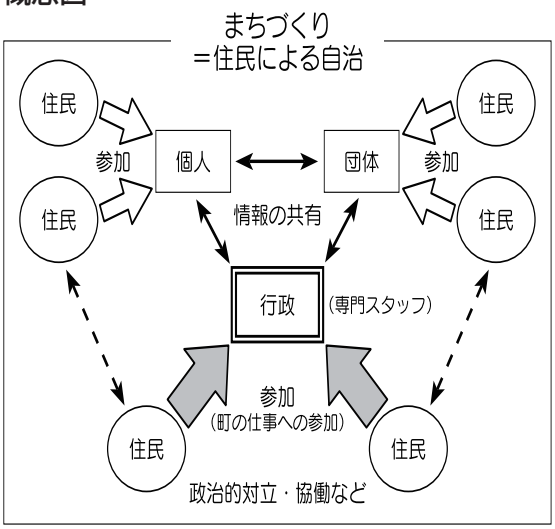

◇外国人との情報の共有と相互理解を深めるため、外国人を交えた参加機会の設定

〔現状〕

フェイスブックやパンフレットなどの多言語化による情報発信のほか、総合計画や地方創生総合戦略策定時での、ワークショップの開催をしています。

〔問題点〕

外国人住民は増加していますが、季節的居住者が多く接点が少ない上、英語対応できる人材が手薄です。

〔今後の取組〕

外国人住民が多い本町の特徴を考慮し、外国人向けアンケートの実施や町民講座を開催し、外国人のみなさんのご意見を町政に反映させます。

まちづくり基本条例は「育てる条例」

ニセコ町まちづくり基本条例は、私たち町民が、情報を手に（共有）し、自ら考え、自ら参加（行動）することによる自治を通じて「住むことが誇りに思えるまち」を実現しようとする条例です。

この条例の第57条には「町は、この条例の施行後4年を越えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうかなどを検討するものとする」とあります。

ニセコ町まちづくり基本条例が制定されてから15年が経過し、これまでこの条例は3回の見直しが行われました。

なぜこのような見直し規定が設けられているのか。それは、時代とともにこの条例が形骸化しないよう、私たち町民が関心を持ち続けるためであり、当たり前ですが、条例があっても、しっかり運用されているのか（役場などが運用しているか）検証しなければ、条例の機能（私たち町民の情報共有や住民参加

の権利保障）が発揮されない恐れがあるためです。

では、ニセコ町では、この条例に基づくまちづくりが今も進められているのでしょうか。

昨年4月にまちづくり基本条例検討委員会による第3次改正の答申がありました。その際、条例そのものの改正はありませんでしたが、一方でその運用にはさまざまな課題や意見が寄せられました。行政もこの答申を真摯に受け止め、まちづくりに活かさなければなりません。

ニセコ町はこの15年で大きく変化し始めています。ニセコの自然資源が、海外からも注目を集める状況となり、秩序ある開発を進めるため、事業者のみなさんも参加する中で準都市計画が導入されました（平成21年3月）。「人口減少の克服」が大きな公共課題として取り上げられ、本町のみならず日本全国で「総合戦略」の策定が進んでいます。町の2大産業である農業と観光を将来に向け持続させるために、「環境」をキーワードとした資源・経済の循環が大切な取り組みであるとの認識から、昨年3月には国から「環境モデル都市」の認定を受け、環境政策を官民一体となって進める取り組みも始まりました。

このようにニセコ町を取り巻く状況も日々変化し、公共課題も変化します。しかし、今も変わらず、まちづくりの根幹にあるものは、その基本ルールである「住民参加」「情報共有」による「住むことが誇りに思えるまちづくり」です。ただし、この条例は不変の決まりではありません。社会の変化に適応し、役場も、議会も町民のみなさんも「育てる条例」としてこの条例を常に意識し、進化させていくことが大切だと考えています。

メッセージ

ニセコ町まちづくり基本条例の制定に関与しました九州大学大学院法学研究院の木佐教授から、ちょっと耳の痛いメールが届きました。　（原文のまま掲載）

まちづくりに、もっと気づきを！

ニセコ町のまちづくり基本条例は、日本で最初の自治基本条例であるとともに、自治が町民により実現できることを学んだ、そして、後戻りしないということを宣言した唯一の条例と思います。他の自治体は、自治を実現するためのツール（手段）として制定しています。

私は、この条例の制定に関与できたことを生涯の誇りに思っているのですが、それだけに日々の運用がとても気になります。今、国内にかなり多くの自治（まちづくり）基本条例があるものの、きちんと魂を入れて運用、改善している自治体はそう多くはないようです。条例に定めた期間ごとにきちんと見直しをしている自治体はどちらかというと稀です。その点、ニセコ町ではこれまで3回もきちんと見直しが行われました。

ですが、問題が起きました。第3回目の見直しについて、町のホームページで、昨年2月段階の検討状況が載せられていましたが、結果がどうなったのかの報告は、なんと今年の8月31日まで1年半近く掲載されていませんでした。情報共有の欠如です。私は、この間、何度かホームページをのぞき、何の情報提供もないのが気になっていました。町民の皆さん、気づいていましたか。誰も、役場に未掲載を問い合わせていないでしょう。町民にも責任があるような気がします。町民の皆さんも、職員の皆さんも、議論の素材を共にして、議論を進めること、そのためには、もっと「気づき」、自分も「情報を提供」し、「情報を求める」ことも大事。ニセコ町の条例は誰でも声を上げることを認めていますよ。

2015年9月7日

九州大学主幹教授・北海道大学名誉教授　木佐　茂男

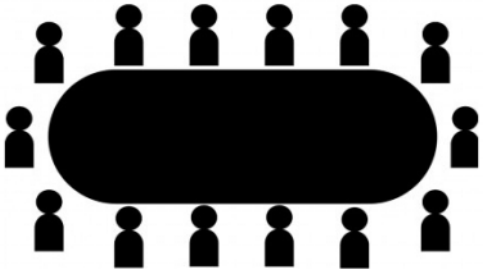

問合せ／企画環境課経営企画係
☎0136-44-2121　**担当**=佐々木・山本